

教職課程における問題

教職課程委員会委員長

八木鉄男

教職課程委員会主事

森章博

教職課程における問題を適切に把握し、その問題点の理解を深め、その解決への方向について考察を進める場合、まず、「教職課程とは何か」という最も基本的な概念の定義と、その構成内容とを説明することが必要である。そのうえで、教職課程の現状を知ってその問題を指摘する事が、教職課程改善充実の鍵であろう。結論を先に述べれば、教職課程における問題は、基本的には、現任教員養成制度の機能が、制度的にも教育的にも、十分な保障と実践のもとにおこなわれていない点にあるのではないかと思われる。

さて、教職課程という場合には、二つの定義が普通考えられる。広義には、教育職員免許状の所要資格を満たす大学の全教育課程を

いう。狭義には、いわゆる一般大学（教員養成系大学・学部などの教員養成を主目的としている以外の大学）における、卒業要件としての基礎資格とは別の、免許状取得のために必要な科目の履修を、教職課程といっている。教職課程で履修すべき科目としては、大別して、(一) 一般教育科目、(二) 教職に関する専門科目、(三) 教科に関する専門科目、の三部門がある。教員免許状取得の基礎資格として、大学の卒業ということが条件となっているが、教師となるためには、教員養成のための教職課程、すなわち、前述の三部門を学習し、それぞれ所定の単位を修得する必要がある。法律で規定されている学校の教員になるには、資格として、教員免許状を取得した

者でなければ、どの学校にも正規の教員として採用されないものである。しかも、教員免許状を取得したからといって、直ちに教員として採用されるのではなく、採用されるためには、都道府県の候補者試験（採用のための教員適性検査）に合格して、さらに、市区町村教育委員会に採用され、はじめて教員としての身分が保障され、教員としての教育活動に従事出来るということになる。

一般大学で教員養成を目的とする場合には、まず大学が、教職課程設置の認可申請をして、文部大臣よりその認可を受けなければならぬ。すなわち、文部大臣が、教員の資格を授与するに適當であると認定した教職課程を置く大学で、所定の単位を修得した者に対して、教員免許状を所轄庁が授与するのである。今日、わが国の教員養成制度の最も著しい特徴は、教職課程の認定を受けている大学であれば、どの大学においても同じ条件で教員免許状を取得出来る制度―「開放制制度」と呼んでいる―となっていることである。この現行制度は、一九四九年（昭和二十四年）五月の「教育職員免許法」の制定によって実施された。一般大学は、大学の規模や組織などがさまざまであり、一括して行うことはできないが、認定された教職課程を設置した各大学は、それぞれその大学の特色を加味した教員養成の理念や組織を、不可欠の要素としている。この法律の施行以前におこなわれたのは、いわゆる閉鎖制制度である。すなわち、専ら教員養成を目的とした学校（師範学校など）だけで、統一、画的に教員を養成したのであった。現在ではこの閉鎖性を改め、就職義務を課さない学芸大学・学芸（教育）学部を充足させると同時に、教員養成を主目的としない大学（一般大学）において

も、教員免許を取得する道を開いたのである。今日、文部大臣が認定して、教職課程を設置している国公私立の大学、短期大学の数は、約85%以上である。これら各大学では、教職者として、一般教養、専門的知識、技能および教職的教養とを調和的に統合した、有能な資質を備えた個性豊かな教員の養成を目標にしているのである。

教職課程の意味を以上のように理解して、その上で教職課程における問題を把握し、その問題点を考察するならば、次のような諸点が列挙できると思う。本大学での教職課程における問題とも関連する点も多いので、その解決への方向を考察し、改善方策として考えられる事項について、若干の点をあわせて付記し、ご参考にして頂きたいと思つてゐる。

(一) 現行教員養成制度の下での実施に伴う諸問題について 批判が集中している課題

大学そのものの増大や高等教育の規模の拡大、さらに最近の不景気、一方で、人材確保法で教職員の待遇が改善され地位も安定している、等々の理由で、一般大学での教職課程を受講する者（教職志望者）が、近年急速に増大し、それにともなつて、その質的低下が指摘されている。そして、教職課程での指導が不十分なのではないかという批判への反省も生じている。より詳しくいえば、免許状を取得した者の数に比して、教員に就職した者が少数であること（採用数の少ない面などが余り強調されないで）が問題であるとか、大

学における「教育原理」「教育心理学」「青年心理学」各「教科教育法」や、「教育実習」など教職に関する専門必修科目の一講座（一クラス）の受講生数が、数百人以上の大人数が十分な学習ができていないこと、さらに、付属学校を持っていない大学が、教育実習校の配当に当たって学生の出身校に全面的に依存し過ぎ、無責任な状況を改善しようとしていないなどの問題が指摘される。

教職課程での教科目編成は、免許法とも関係するので困難な問題であるが、その教育内容の国家基準を強化することによって、各大学の自主的な研究や個性的な教育の理念を制限してはならないと思う。各大学では、大学教育（各学部の専門研究・教授分野）と教職課程構造との関連を考慮しつつ教育実習その他教職課程の教科の内容の充実、改善に留意し、全体として、開放制免許制度を堅持することに全力を尽している。中央教育審議会の一九七八年（昭和五十三年）六月十六日付 文部大臣への答申「教員の資質能力の向上について」からみても、戦後、その基本とされてきた開放制教員養成の原則は、維持する方向であると理解しなければならぬ。

本大学においては、現行教員養成制度の精神を常に自覚して、同志社大学学則に基づいて、教職課程委員会を組織（委員長以下各学部長を含め三十一名余の委員）し、全学を挙げて本学における教職課程の実施に関する重要事項を審議し、教育実習の適正、円滑な実施のために研究、協議を重ねている。「教職課程履修要項」を決め、免許状取得資格を明らかにし、教育実習に対する準備についても、一年間を通じて「教育実習」講義を受講させ、教育者精神の涵養に努めながら教育実習生としての自覚を深めるよう指導をしてい

るのである。また、実習までに修得しなければならない科目を規定し、安易に実習に行くことのないよう指導を徹底するとともに、クラス数を増加し、専門の教授に依る指導を効果的にすることを実施しつつあり、教職課程受講生の期待に答える努力を続けているのが、現状である。

（二）教育実習にかかわる問題について、改善方策を検討し なければならない課題

今日、教員養成制度改革をめぐる教職課程の論議においては、教育実習の改革が一つの重要な柱として考えられているといつてよいであろう。教育実習にかかわる問題は、教職課程において避けることのできないことからであるが、制度的にも教育的にも、十分に教育実習が保障され実践されているとはいえない状況にある。「教育実習とは何か」という定義や、その目的については、関係機関や学会においても多様な論議がなされており、必ずしも一致していないと考えられる。

教育実習は、「教育」の実習であり、単に「授業」だけの実習ではない。また、教職課程の教科目は、他のどの科目とも異なった性格を持ち、その学習展開や実施の在り方も独自なものであるが、大学としては、とくに教育・研究という角度から教育実習を正しく位置づける努力をしなければならないと思う。教育実習は、大学の教職課程履修の「仕上げ」、「総決算」とみる見方、他方、「見習い過程」「修業」として「学習の一過程」とみる見方などがあるが、い

ずれにしても、「学生が何週間も継続的に、(今日では、中学校、高等学校では、法的に示されている最低二週間)所定の学習集団(学校)の中で、先輩の教師からの指導を受けながら、児童・生徒の教授に従事する時期の事である」と要約してよいと考える。教育実習にかかわる問題点を指摘する者としては、大学側、学生側、実習校側、その他教育委員会、教師集団などの関係機関側などあり、多くの立場が考えられる。それぞれの問題点について、指摘内容の詳細や、相互関係の検討に依る解釈の相異などについては、ここで述べることは省略するが、一九七八年(昭和五十三年)九月九日に、文部省教育職員養成審議会の教育実習に関する専門委員会は、「教育実習の改善充実について」(報告書)を文部大臣に提出している。その中で、教育実習の目的について次の四点を列挙している。

(一)学校教育の実際について、体験的、総合的な認識を得させること。

(二)大学において修得した教科や、教職に関する専門的な知識、理解や理論、技術などを、児童、生徒達の成長発達促進のために適用する実践的能力の基礎を形成すること。

(三)教育実践に関する問題解決や創意工夫に必要な、研究的な態度と能力の基礎を形成すること。

(四)教育者としての愛情と使命感を深め、教員としての能力について自覚を得させること。

以上のような意義及び目的を持つ教育実習は、大学の教育課程からいえば、教科と教職に関する専門科目を統合する意味を持つものであり、学生の学習及び研究に関する方法上からは、教育理論と教

育実践とが相互规定的に機能する場を提供するものである。

さらに、教育実習は、教職の継続的な専門的成長という視点からは、教職の準備教育と教員の現職教育とを接続させるものでもある。この「報告書」では、一般大学における教育実習の改善策として、(一)管理運営の改善、(二)実習校との協力関係の改善と特別協力校の確保、(三)教育実習履修の要件の改善、(四)実習指導の強化充実、(五)教育実習に関する研究活動の推進などを挙げ、現行制度下で実施可能な具体的方法を求めている。

教育実習にかかわる問題の解決は、先ず教育実習の意義を明らかにし、大学の教職課程の中に正しく位置づけ、適切な準備、指導、研究を大学の責任において推進し、各関係機関の協力を得てなされねばならないと思う。本大学では、この点を留意し、教職に就く意志の有無や成績などを常に考慮して適切な指導をすることに務めている。また、大学が責任を持つて指導できる学生数を考慮して実習生を決めるべきであるといわれるが、その基準は何か、具体的にどのような方法であるのが正しいかについては意見の分れるところである。教育実習を希望する学生は、近年質的に高い者が多くなり、熱心に教職課程を履修していることも事実であると思われる。しかし、多くの学生の中には、将来何らかの必要に備えての資格として免許状を取得するために、とにかく教育実習をしておこうとする者も若干みられることも否定できない。これらの者に対しても、指導を徹底して教育実習の意義についての理解を深めさせるべきであろう。単に、教育実習校の確保が困難であるからといって、各大学が教育実習生の数を縮めて制限することは、教育的に良いことではな

いと考える。すくなくとも三回生の段階で、教員としての学習成果が十分であるか、また教員に適応する資質を持つかどうかの自己判断について、相談助言する機会を与える必要がある。免許状を取得しようとする者は、教育実習をする義務があるが、実習校側は、実習を引き受ける何らの法的規定もなく義務事項でないことを、大学や学生は十分に知る必要がある。そして、実習校の教師が、教職の後継者育成という見地から教員養成の一翼を担っているという認識に基づいて、好意的に引き受けて貰っていることを感謝すべきである。しかし、何れにしても、一般大学における教育実習校の確保は、年々困難を極める状況におかれているのである。

本大学においては、常に実習校の好意ある指導と協力に感謝し、その教育的な姿勢を信頼しており、前記、「教育実習の改善充実について」において、一般大学に向けてとくに指摘提案された諸事項については、十分に検討して改善充実に移っている。そして、その大部分に亘ってはすでに考慮し、学生に対しても指導を徹底して、その効果も数年前より著しく現われているものと思われる。現在、本大学は、関西四大学教職課程連絡協議会の当番校として、また、京都地区大学教職課程協議会の運営委員校、小委員会会の会長校として、学外的にも教職課程の改善充実のために尽くしている。本大学の一九七八年（昭和五十二年）度の教育実習生数は、総計九〇九名で、昨年より一〇二名増加しており、一九七九年（昭和五十四年）度は、一〇八九名の予定である。本学では、教育学専門教員および各学部での教職課程関係科目担当教員の関係諸業績、教育実習関係の研究や発表・報告などを、学生指導の上に役立たせており、関係図

書、資料、教育機器などの収集に務めている。とくに、教職課程受講希望者（新入生）に対して、学生が計画的意欲的に履修するよう指導しており、三、四回生にも、三種類のオリエンテーションの受講を義務付けている。免許状取得の教科については、学部、学科、専攻で認定されている教科以外は認めない方針を堅持しており、教育実習生希望者の急増についての対策としては、少人数の教科別説明会や講演会も催している。そして、学内校、協力校との反省懇談会を通じて研究交流を密にし、常に、これらの学校からの大学側に対する要請を受け入れ、次年度の学生指導の参考に役立てているが、学内校の教育実習指導の熱意や大学への協力は著しいものがある。

以上、本大学教職課程としては、課題解決のために、他大学に優るとも劣らない熱意で努力している。

(三) 本大学教職課程充実強化への基本的具体的方策について考えられる事項。

一般大学の教職課程の受講生は急速に増大して来ているが、一九七七年（昭和五十二年）度の教員免許状取得者は、十六万七千人、それに対して、実際就職者はその24%と伝えられている。勿論、採用試験を通った者でも、就職できない実情を踏まえておく必要がある。一般大学での免許取得者数は、一九七七年三月の四年制卒業業者についていえば、約十三万人が約二十一万件の免許状を取得した。この二十一万件というのは二種類以上の免許状を一人の者が取って

いる結果生じた数である。一般大学の全卒業生中、約22%が免許状取得者ということである。本大学での教員免許状取得状況は、I部六学部、II部を合計して全卒業生数 四六七六名中、取得者数は、六九四名であり、全在生学生数からは、教職課程履修者数は必ずしも多いとはいえないと思う。

各学部はその目的とする専門的研修を達成するために現行の教科目だけでさえ十分学習するのに四年の年限では不足であると考え、向きもあり、そういつたなかで、さらに教職課程の教科目を増設することや、また科目履修を、三回生の時に終了させることなどが教育的には考えられるとしても、実施には困難性が残るであろう。教職課程の教科目を十分に学習させるための基本的方策としては、教職課程で履修すべき科目の内容と教育実習の履修形態について、大学教育全体との関連を基盤として再編成しなおすことが考えられる。その具体的な方策として、以下のような項目が挙げられるが、これらは、試行的に十分に時間をかけて立案し、慎重に実験結果を得て実施されるべきである。

(一) 教職課程指導の教職員と履修学生及び実習校教職員のために、仮称「教職課程センター」を設置して、教職課程全般の資料を収集、展示し、自主的学習の推進に役立たせる。

(二) 教職課程委員会の中に、仮称「指導主事」を設け、教科及び教育実習の指導に対する助言に当てる。

(三) 学内校、協力校と大学との連携の下に、教育実習の当面する問題を研究調査する機関を設け、教育実習改善の方策を検討し推進する。

(四) 実習校の安定的確保と、実習内容の体系化と、実習研究を具体的効果的にするために、大学付属学校ではないけれども、学内校にその機能を期待し、とくに協力を依頼する。

(五) 将来、教職科目専門の教員を増し、教職課程科目の実際的、具体的内容を強化する。

(六) 教職科目の履修条件を一層充実させる。

以上、教職課程における問題について述べ本大学における教職課程履修の現状を簡単に紹介し、併せて現在考えられる事項を若干付記した。一層のご協力をお願いするとともに、いろいろご意見を頂ければ幸いである。(この稿は八木と森の合作によるものである)

訂正

本誌六十五号の「宗藤圭三名誉教授に聴く」の中で、

四十五ページ上段「河原林義雄」を

「三宅利平」、四十六ページ下段「元

改庵」を「元政庵」

に訂正させていただきます。